

鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金交付要綱（令和４年３月３０日付第 202100323861 号鳥取県生活環境部長通知）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合は当該改正後部分を追加する。

改正後	改正前
第 1 条～第 3 条 略	第 1 条～第 3 条 略
（補助金の交付）	（補助金の交付）
第 4 条 県は、前条の目的の達成に資するため、次の各号に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う建築主等（とっとりUDマップに当該建築物の情報を掲載する手続きを行う者に限る。）に対し、当該間接補助事業に要する経費（不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が使用する部分の整備（以下「バリアフリー整備」という。）に要するものに限り、第 2 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる事業にあつては、それぞれ別表 1、別表 2 及び別表 3 の第 4 欄に定める経費をいう。以下「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（当該経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除き、別表 1、別表 2 及び別表 3 の第 2 欄に定める額（当該額とバリアフリー整備に要する額のいずれか低い額）を限度とする。）に、次の各号のアに定める交付割合を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で各号のイに定める額（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）の補助金を交付する。 <u>ただし、間接補助事業に係る補助の対象が同一である県の他の助成制度を利用しているものには、本補助金は交付しないものとする。</u>	第 4 条 県は、前条の目的の達成に資するため、次の各号に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う建築主等（とっとりUDマップに当該建築物の情報を掲載する手続きを行う者に限る。）に対し、当該間接補助事業に要する経費（不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が使用する部分の整備（以下「バリアフリー整備」という。）に要するものに限り、第 2 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる事業にあつては、それぞれ別表 1、別表 2 及び別表 3 の第 4 欄に定める経費をいう。以下「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（当該経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除き、別表 1、別表 2 及び別表 3 の第 2 欄に定める額（当該額とバリアフリー整備に要する額のいずれか低い額）を限度とする。）に、次の各号のアに定める交付割合を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で各号のイに定める額（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）の補助金を交付する。
（1）～（4） 略	（1）～（4） 略
2 略	2 略
第 5 条～第 1 3 条 略	第 5 条～第 1 3 条 略
様式第 1 号 略	様式第 1 号 略
様式第 3 号（第 6 条関係）	様式第 3 号（第 6 条関係）
第 号	第 号

	年 月 日
様	
	事務所長
年度鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金交付決定通知書	
年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知する。	
記	
1 間接補助事業	
本補助金の間接補助事業の内容は、・・・・・・・・とする。	
2 交付決定額等	
本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、間接補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。	
(1) 算定基準額	金 円
(2) 交付決定額	金 円
3 経費の配分	
本補助金の間接補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・とする。ただし、間接補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。	
4 交付額の確定	
本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額について、鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金交付要綱（令和4年3月30日付第202100323861号鳥取県生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第4条第1項及び第6条第3項規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。	
5 補助規程の遵守	
本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、収受及び使用、間接補助金の交付等に当たっては、規則及び要綱の規定のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年内閣府・建設省令第9号）、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日 国官会第2317号）の規定に従わなければならない。	

	年 月 日
様	
	事務所長
年度鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金交付 <u>（変更）</u> 決定通知書	
年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知する。	
記	
1 間接補助事業	
本補助金の間接補助事業の内容は、・・・・・・・・とする。	
2 交付決定額等	
本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、間接補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。	
(1) 算定基準額	金 円
(2) 交付決定額	金 円
3 経費の配分	
本補助金の間接補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・とする。ただし、間接補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。	
4 交付額の確定	
本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額について、鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金交付要綱（平成12年3月7日付福第661号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第4条第1項及び第6条第3項規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。	
5 補助規程の遵守	
本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、収受及び使用、間接補助金の交付等に当たっては、規則及び要綱の規定のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年内閣府・建設省令第9号）、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日 国官会第2317号）の規定に従わなければならない。	

様式第4号～第6号 略

別表1 特定建築物バリアフリー整備事業

間接補助対象経費			
1 事業区分	2 補助対 象上限 額（千 円）	3 補助要件	4 補助対象経費
1 車 椅子 使用者用 便房又は車 椅子 使 用者用簡易便房 （以下、「車 椅子 使 用者用便房等」い う。）の整備	新築等	1,300	車 椅子 使用者用便房等を整備 すること。 (1) 車 椅子 使用者用便房等の整備に要する経費から一般の便 房の整備に要する経費を差し引いた経費 (2) 自動ドア又は引き戸（便所の出入口に設置するものに限 る。）の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要 する経費 (3) 大型ベッドの整備（車 椅子 使用者用便房に整備するものに 限る。）に要する経費 (4) ベビーチェア又は乳児用おむつ交換台の整備に係る経費 (5) 高齢者、障がい者等の利用等の円滑化に資する整備（建築 設計標準に示す便所の整備に係るものに限る。）に要する経 費
	改修等	3,300	道等又は車 椅子 使用者用駐車 施設から車 椅子 使用者用便房 等及び利用居室まで、及び車 椅 子 使用者用便房等から利用居 室までの経路（当該便房と同一 の階にあるものに限る。）がバ リアフリー基準に適合するこ と。 (1) 車 椅子 使用者用便房等の整備（当該整備に伴い必要となる 工事を含む。）に要する経費 (2) 新築等に係る補助対象経費の第2号から第5号に掲げる 経費 (3) 玄関（移動等円滑化経路を構成する主たる出入口をいう。 以下同じ）から車 椅子 使用者用便房等及び利用居室まで、並 びに車 椅子 使用者用便房等から利用居室までの移動等円滑 化経路をバリアフリー基準に適合させる整備に要する経費
2 エレベーター の整備	新築等	3,300	移動等円滑化経路を構成する エレベーターであること。 エレベーターの整備に要する経費
	改修等	22,000	移動等円滑化経路を構成する エレベーター（当該建築物の全 体がバリアフリー基準に適合 する場合に限る。）であること。 エレベーターの整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。） に要する経費
3 玄関の整備	改修等	3,300	道等又は車 椅子 使用者用駐車 施設から玄関までの経路がバ リアフリー基準に適合するこ と。 (1) 自動扉又は引き戸の整備（当該整備に伴い必要となる工事 を含む。）に要する経費 (2) 音声誘導装置等の整備（当該整備に伴い必要となる工事を 含む。）に要する経費（第4項に掲げる整備と重複するもの を除く。） (3) 道等又は車 椅子 使用者用駐車施設から玄関までの移動等 円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる整備に要する 経費 (4) 高齢者、障がい者等の移動等に配慮する整備（建築設計標 準に示す出入口及び敷地内通路の整備に係るものに限る。） に要する経費
4 音声誘導装置 及び点字表示板 （以下「音声誘導 装置等」とい う。）の整備	新築等 改修等	1 か所 当たり 1,000 （3か 所以 内）	移動等円滑化経路内に設置す る音声誘導装置等であること。 音声誘導装置等の整備に要する経費

様式第4号～第6号 略

別表1 特定建築物バリアフリー整備事業

間接補助対象経費			
1 事業区分	2 補助対 象上限 額（千 円）	3 補助要件	4 補助対象経費
1 車 いす 使用者用 便房又は車 いす 使 用者用簡易便房（以 下、「車 いす 使用者 用便房等」いう。）の 整備	新築等	1,300	車 いす 使用者用便房等を整備 すること。 (1) 車 いす 使用者用便房等の整備に要する経費から一般の便 房の整備に要する経費を差し引いた経費 (2) 自動ドア又は引き戸（便所の出入口に設置するものに限 る。）の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要 する経費 (3) 大型ベッドの整備（車 いす 使用者用便房に整備するもの に限る。）に要する経費 (4) ベビーチェア又は乳児用おむつ交換台の整備に係る経費 (5) 高齢者、障がい者等の利用等の円滑化に資する整備（建築 設計標準に示す便所の整備に係るものに限る。）に要する経 費
	改修等	3,300	道等又は車 いす 使用者用駐車 施設から車 いす 使用者用便房 等及び利用居室まで、及び車 い す 使用者用便房等から利用居 室までの経路（当該便房と同一 の階にあるものに限る。）がバ リアフリー基準に適合するこ と。 (1) 車 いす 使用者用便房等の整備（当該整備に伴い必要とな る工事を含む。）に要する経費 (2) 新築等に係る補助対象経費の第2号から第5号に掲げる 経費 (3) 玄関（移動等円滑化経路を構成する主たる出入口をいう。 以下同じ）から車 いす 使用者用便房等及び利用居室まで、並 びに車 いす 使用者用便房等から利用居室までの移動等円滑 化経路をバリアフリー基準に適合させる整備に要する経費
2 エレベーター の整備	新築等	3,300	移動等円滑化経路を構成する エレベーターであること。 エレベーターの整備に要する経費
	改修等	22,000	移動等円滑化経路を構成する エレベーター（当該建築物の全 体がバリアフリー基準に適合 する場合に限る。）であること。 エレベーターの整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。） に要する経費
3 玄関の整備	改修等	3,300	道等又は車 いす 使用者用駐車 施設から玄関までの経路がバ リアフリー基準に適合するこ と。 (1) 自動扉又は引き戸の整備（当該整備に伴い必要となる工 事を含む。）に要する経費 (2) 音声誘導装置等の整備（当該整備に伴い必要となる工事を 含む。）に要する経費（第4項に掲げる整備と重複するもの を除く。） (3) 道等又は車 いす 使用者用駐車施設から玄関までの移動等 円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる整備に要する 経費 (4) 高齢者、障がい者等の移動等に配慮する整備（建築設計標 準に示す出入口及び敷地内通路の整備に係るものに限る。） に要する経費
4 音声誘導装置 及び点字表示板 （以下「音声誘導 装置等」という。）の 整備	新築等 改修等	1 か所 当たり 1,000 （3か 所以 内）	移動等円滑化経路内に設置す る音声誘導装置等であること。 音声誘導装置等の整備に要する経費

5	オストメイト 用設備の整備	新築等 改修等	1,100	オストメイト専用の流し及び 温水が出る混合水栓を備えた ものであること。	オストメイト用設備の整備（改修等の場合は当該整備に伴い必 要となる工事を含む。）に要する経費	5	オストメイト 用設備の整備	新築等 改修等	1,100	オストメイト専用の流し及び 温水が出る混合水栓を備えた ものであること。	オストメイト用設備の整備（改修等の場合は当該整備に伴い 必要となる工事を含む。）に要する経費
6	車椅子使用者 用駐車施設の整 備	新築等 改修等	2,200	車椅子使用者用駐車施設に屋 根を設け、かつ当該車椅子使用 者用駐車施設から玄関までの 経路をバリアフリー基準に適 合させること。	(1)車椅子使用者用駐車施設及びその屋根の整備に要する経 費 (2)車椅子使用者用駐車施設から玄関までの移動等円滑化経 路をバリアフリー基準に適合させる整備に要する経費 (3)前号の経路に設ける屋根の整備に要する経費 (4)高齢者、障がい者等の移動等の円滑化に資する整備（建築 設計標準に示す車椅子使用者用駐車施設の整備に係るもの に限る。）に要する経費 (5)前各号の整備に伴い必要となる工事に要する経費（改修等 の場合に限る。）	6	車いす使用者 用駐車施設の整 備	新築等 改修等	2,200	車いす使用者用駐車施設に屋 根を設けること。	(1)車いす使用者用駐車施設及びその屋根の整備に要する経 費 (2)車いす使用者用駐車施設から玄関までの移動等円滑化経 路をバリアフリー基準に適合させる整備に要する経費 (3)前号の経路に設ける屋根の整備に要する経費 (4)高齢者、障がい者等の移動等の円滑化に資する整備（建築 設計標準に示す車いす使用者用駐車施設の整備に係るもの に限る。）に要する経費 (5)前各号の整備に伴い必要となる工事に要する経費（改修 等の場合に限る。）
7	電光表示板、 フラッシュライ ト等の整備	新築等 改修等	500	聴覚障がい者に緊急情報を伝 達できる設備であること。	(1)電光表示板（案内所に設けるものに限る。）の整備（当該 整備に伴い発生する関連工事を含む。）に要する経費 (2)フラッシュライト等の整備（改修等の場合は当該整備に伴 い必要となる工事を含む。）に要する経費	7	電光表示板、フ ラッシュライト 等の整備	新築等 改修等	500	聴覚障がい者に緊急情報を伝 達できる設備であること。	(1)電光表示板（案内所に設けるものに限る。）の整備（当該 整備に伴い発生する関連工事を含む。）に要する経費 (2)フラッシュライト等の整備（改修等の場合は当該整備に伴 い必要となる工事を含む。）に要する経費
8	建築主の提案 によるバリアフ リー基準に適合 させる整備	改修等	500	建築物の床面積が1,000平方メ ートル未満であること。	(1) 移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる工 事（第1項から第7項の整備に伴うものに限る。）に要する 経費 (2) 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化に資する整備（建 築設計標準に示すものに限る。）に要する経費	8	建築主の提案 によるバリアフ リー基準に適合 させる整備	改修等	500	建築物の床面積が1,000平方メ ートル未満であること。	(1) 移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる工 事（第1項から第7項の整備に伴うものに限る。）に要する 経費 (2) 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化に資する整備（建 築設計標準に示すものに限る。）に要する経費

別表2 特別特定建築物バリアフリー整備事業

間接補助対象経費					
1 事業区分		2 補助対象上限額 (千円)		3 補助要件	4 補助対象経費
1 車椅子使用者用便房等の整備	新築等	1,300		別表1第1項第3欄に掲げる新築等の要件	別表1第1項第4欄に掲げる新築等の経費
	改修等	3,300 (5,500)		別表1第1項第3欄に掲げる改修等の要件	別表1第1項第4欄に掲げる改修等の経費
2 玄関の整備	改修等	3,300 (5,500)		別表1第3項第3欄に掲げる改修等の要件	(1)別表1第3項第4欄第1号、第3号及び第4号に掲げる経費 (2)音声誘導装置等の整備(当該整備に伴い必要となる工事を含む。)に要する経費(第18項に掲げる整備と重複するものを除く。)
3 洋式便器の整備	改修等	第3項から第15項までに掲	1箇所当たり500	既存の和式便器を洋式便器に取り換えること。	洋式便器の整備(当該整備に伴い必要となる工事を含む。)に要する経費
4 小便器の整備	改修等	げる整備に係る額の合計5,550	1箇所当たり300	既存の小便器(受け口の高さが35センチメートルを超えるものに限る。)を低リップ型の小便器に取り換えること。	低リップ型の小便器の整備(当該整備に伴い必要となる工事を含む。)に要する経費
5 自動水栓器具の整備	改修等		1箇所当たり200	便所に備え付けた手洗い器の水栓(既存の水栓が自動式でないものに限る。)を自動式の水栓に取り換えること。	(1)自動式の水栓の整備に要する経費 (2)洗面器の整備(前号に伴い必要な場合に限り、その他必要となる工事を含む。)に要する経費
6 車椅子使用者用簡易便房のブースの整備	改修等		1箇所当たり800	利用居室から車椅子使用者用簡易便房までの経路に段差を設けないこと。	車椅子使用者用簡易便房に係るトイレブースの整備(当該整備に伴い必要となる工事を除く。)に要する経費
7 便所の出入口の整備	改修等		1箇所当たり1,800	便所の出入口をバリアフリー基準に適合させること。	(1)自動ドア又は引き戸の整備(当該整備に伴い必要となる工事を含む。)に要する経費 (2)出入口の拡張に係る整備(当該整備に伴い必要となる工事を含む。)に要する経費
8 便所の手すりの整備	改修等		1箇所当たり55	便房に手すりを整備すること。	手すりの整備に要する経費
9 ベビーチェアの整備	改修等		1箇所当たり100	便房にベビーチェアを整備すること。	ベビーチェアの整備に要する経費
10 乳児用おむつ交換台	改修等		1箇所当たり	乳児用おむつ交換台を整備すること。	乳児用おむつ交換台の整備に要する経費

別表2 特別特定建築物バリアフリー整備事業

間接補助対象経費					
1 事業区分		2 補助対象上限額 (千円)		3 補助要件	4 補助対象経費
1 車いす使用者用便房等の整備	新築等	1,300		別表1第1項第3欄に掲げる新築等の要件	別表1第1項第4欄に掲げる新築等の経費
	改修等	3,300 (5,500)		別表1第1項第3欄に掲げる改修等の要件	別表1第1項第4欄に掲げる改修等の経費
2 玄関の整備	改修等	3,300 (5,500)		別表1第3項第3欄に掲げる改修等の要件	(1)別表1第3項第4欄第1号、第3号及び第4号に掲げる経費 (2)音声誘導装置等の整備(当該整備に伴い必要となる工事を含む。)に要する経費(第18項に掲げる整備と重複するものを除く。)
3 洋式便器の整備	改修等	第4項から第16項までに掲げる整備に係る額の合計 5,550	1箇所当たり 500	既存の和式便器を洋式便器に取り換えること。	洋式便器の整備(当該整備に伴い必要となる工事を含む。)に要する経費
4 小便器の整備	改修等		1箇所当たり 300	既存の小便器(受け口の高さが35センチメートルを超えるものに限る。)を低リップ型の小便器に取り換えること。	低リップ型の小便器の整備(当該整備に伴い必要となる工事を含む。)に要する経費
5 自動水栓器具の整備	改修等		1箇所当たり 200	便所に備え付けた手洗い器の水栓(既存の水栓が自動式でないものに限る。)を自動式の水栓に取り換えること。	(1)自動式の水栓の整備に要する経費 (2)洗面器の整備(前号に伴い必要な場合に限り、その他必要となる工事を含む。)に要する経費
6 車いす使用者用簡易便房のブースの整備	改修等		1箇所当たり 800	利用居室から車いす使用者用簡易便房までの経路に段差を設けないこと。	車いす使用者用簡易便房に係るトイレブースの整備(当該整備に伴い必要となる工事を除く。)に要する経費
7 便所の出入口の整備	改修等		1箇所当たり 1,800	便所の出入口をバリアフリー基準に適合させること。	(1)自動ドア又は引き戸の整備(当該整備に伴い必要となる工事を含む。)に要する経費 (2)出入口の拡張に係る整備(当該整備に伴い必要となる工事を含む。)に要する経費
8 便所の手すりの整備	改修等		1箇所当たり 55	便房に手すりを整備すること。	手すりの整備に要する経費
9 ベビーチェアの整備	改修等		1箇所当たり 100	便房にベビーチェアを整備すること。	ベビーチェアの整備に要する経費
10 乳児用おむつ交換台	改修等		1箇所当たり	乳児用おむつ交換台を整備すること。	乳児用おむつ交換台の整備に要する経費

の整備			200		
11 手すりの整備	改修等		1メートル当たり15	移動等円滑化経路を構成する敷地及び建築物の通路に手すりを整備すること。	手すりの整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費
12 廊下の整備	改修等		1メートル当たり100	移動等円滑化経路を構成する廊下の幅をバリアフリー基準に適合させること。	廊下幅の拡張に係る整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費
13 利用居室の出入口の整備	改修等		1箇所当たり1,800	利用居室の出入口をバリアフリー基準に適合させること。	(1)引き戸の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費 (2)出入口の拡張に係る整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費
14 誘導用床材及び注意喚起用床材の整備	改修等		1平方メートル当たり25	移動等円滑化経路及び視覚障がい者移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させること	誘導用床材及び注意喚起用床材の整備に要する経費
15 利用居室の段差解消用の整備	改修等		1箇所当たり200	利用居室内の段差を解消すること。	段差解消用のスロープの整備に要する経費
16 ホテル又は旅館の客室（政令第15条第1項に規定する客室。以下単に客室という。）の整備	改修等	5,500		ホテル・旅館に客室を整備するとともに、道等又は車椅子使用者用駐車施設から当該客室までの移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費 (3)高齢者、障がい者等の利用等に資する整備（建築設計標準に示す客室の整備に係るものに限る。）	(1)客室の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費 (2)玄関から当該客室までの移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費 (3)高齢者、障がい者等の利用等に資する整備（建築設計標準に示す客室の整備に係るものに限る。）
17 別表1第2項及び第4項から第7項に定める新築等又は改修等の事業		別表1第2欄各項に掲げる額		別表1第3欄各項に掲げる要件	別表1第4欄各項に掲げる経費
18 建築主の提案によるバリアフリーの整備	改修等	500		別表1第8項第3欄に掲げる改修等の要件	(1)移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる工事（第1項から第17項の整備に伴うものに限る。）に要する経費 (2)別表1第8項第4欄に掲げる経費

の整備			200		
11 手すりの整備	改修等		1メートル当たり15	移動等円滑化経路を構成する敷地及び建築物の通路に手すりを整備すること。	手すりの整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費
12 廊下の整備	改修等		1メートル当たり100	移動等円滑化経路を構成する廊下の幅をバリアフリー基準に適合させること。	廊下幅の拡張に係る整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費
13 利用居室の出入口の整備	改修等		1箇所当たり1,800	利用居室の出入口をバリアフリー基準に適合させること。	(1)引き戸の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費 (2)出入口の拡張に係る整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費
14 誘導用床材及び注意喚起用床材の整備	改修等		1平方メートル当たり25	移動等円滑化経路及び視覚障がい者移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させること	誘導用床材及び注意喚起用床材の整備に要する経費
15 利用居室の段差解消用の整備	改修等		1箇所当たり200	利用居室内の段差を解消すること。	段差解消用のスロープの整備に要する経費
16 ホテル又は旅館の客室（政令第15条第1項に規定する客室。以下単に客室という。）の整備	改修等	5,500		ホテル・旅館に客室を整備するとともに、道等又は車いす使用者用駐車施設から当該客室までの移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費 (3)高齢者、障がい者等の利用等に資する整備（建築設計標準に示す客室の整備に係るものに限る。）	(1)客室の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費 (2)玄関から当該客室までの移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費 (3)高齢者、障がい者等の利用等に資する整備（建築設計標準に示す客室の整備に係るものに限る。）
17 別表1第2項及び第4項から第7項に定める新築等又は改修等の事業		別表1第2欄各項に掲げる額		別表1第3欄各項に掲げる要件	別表1第4欄各項に掲げる経費
18 建築主の提案によるバリアフリーの整備	改修等	500		別表1第8項第3欄に掲げる改修等の要件	(1)移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる工事（第1項から第17項の整備に伴うものに限る。）に要する経費 (2)別表1第8項第4欄に掲げる経費

別表3 とっとりUD認証施設整備事業

間接補助対象経費				
1 事業区分		2 補助対象上限額 (千円)	3 補助要件	4 補助対象経費
1 車椅子使用者用便所の整備	新築等	2,600	UD認証要綱別表1(7)の第3欄に掲げる認証基準に適合すること	(1) 別表1第1項第4欄に掲げる新築等の経費 (2) UD認証要綱別表1(7)の第3欄に掲げる認証基準への適合に要する経費
	改修等	6,600 (11,000)	UD認証要綱別表1(7)の第3欄に掲げる認証基準及び別表1第1項第3欄に掲げる改修等の要件に適合すること	(1) 別表1第1項第4欄に掲げる改修等の経費 (2) 第1項の新築等の第4欄(2)に掲げる経費
2 玄関の整備	改修等	6,600 (11,000)	UD認証要綱別表1(2)の第3欄に掲げる認証基準及び別表1第3項第3欄に掲げる改修等の要件に適合すること	(1) 別表2第3項第4欄に掲げる経費 (2) UD認証要綱別表1(2)の第3欄に掲げる認証基準への適合に要する経費
3 ホテル又は旅館の客室の整備	改修等	11,000	UD認証要綱別表1(6)の第3欄に掲げる認証基準及び別表2第16項3欄に掲げる改修の要件に適合すること	(1) 別表2第16項第4欄に掲げる経費 (2) UD認証要綱別表1(6)の第3欄に掲げる認証基準への適合に要する経費
4 車椅子使用者用駐車施設の整備	新築等	4,400	UD認証要綱別表1(3)の第3欄に掲げる認証基準に適合すること	(1) 別表1第6項第4欄に掲げる経費 (2) UD認証要綱別表1(3)の第3欄に掲げる認証基準への適合に要する経費
	改修等			
5 高齢者又は乳幼児用設備の整備	新築等	1,100	UD認証要綱別表1(8)の第3欄に掲げる認証基準に適合すること	左欄に掲げる認証基準への適合に要する経費 (建築設計標準に示すものに限る)
	改修等			
6 UDアドバイザーの助言に係る構造及び設備に関する整備	新築等	1,000	UD認証要綱別表1(12)の第3欄に掲げる認証基準に適合する	左欄に掲げる認証基準への適合に要する経費 (建築設計標準に示すものに限る)
	改修等			

別表3 とっとりUD認証施設整備事業

間接補助対象経費				
1 事業区分		2 補助対象上限額 (千円)	3 補助要件	4 補助対象経費
1 車いす使用者用便所の整備	新築等	2,600	UD認証要綱別表1(7)の第3欄に掲げる認証基準に適合すること	(1) 別表1第1項第4欄に掲げる新築等の経費 (2) UD認証要綱別表1(7)の第3欄に掲げる認証基準への適合に要する経費
	改修等	6,600 (11,000)	UD認証要綱別表1(7)の第3欄に掲げる認証基準及び別表1第1項第3欄に掲げる改修等の要件に適合すること	(1) 別表1第1項第4欄に掲げる改修等の経費 (2) 第1項の新築等の第4欄(2)に掲げる経費
2 玄関の整備	改修等	6,600 (11,000)	UD認証要綱別表1(2)の第3欄に掲げる認証基準及び別表1第3項第3欄に掲げる改修等の要件に適合すること	(1) 別表2第3項第4欄に掲げる経費 (2) UD認証要綱別表1(2)の第3欄に掲げる認証基準への適合に要する経費
3 ホテル又は旅館の客室の整備	改修等	11,000	UD認証要綱別表1(6)の第3欄に掲げる認証基準及び別表2第16項3欄に掲げる改修の要件に適合すること	(1) 別表2第16項第4欄に掲げる経費 (2) UD認証要綱別表1(6)の第3欄に掲げる認証基準への適合に要する経費
4 車いす使用者用駐車施設の整備	新築等	4,400	UD認証要綱別表1(3)の第3欄に掲げる認証基準に適合すること	(1) 別表1第6項第4欄に掲げる経費 (2) UD認証要綱別表1(3)の第3欄に掲げる認証基準への適合に要する経費
	改修等			
5 高齢者又は乳幼児用設備の整備	新築等	1,100	UD認証要綱別表1(8)の第3欄に掲げる認証基準に適合すること	左欄に掲げる認証基準への適合に要する経費 (建築設計標準に示すものに限る)
	改修等			
6 UDアドバイザーの助言に係る構造及び設備に関する整備	新築等	1,000	UD認証要綱別表1(12)の第3欄に掲げる認証基準に適合する	左欄に掲げる認証基準への適合に要する経費 (建築設計標準に示すものに限る)
	改修等			

			こと					こと	
7	別表2第1欄各項に掲げる新築等又は改修等の事業（第1項から前項に定める事業を除く。）	別表2第2欄各項に掲げる額	別表2第3欄各項に掲げる要件	別表2第4欄各項に掲げる経費	7	別表2第1欄各項に掲げる新築等又は改修等の事業（第1項から前項に定める事業を除く。）	別表2第2欄各項に掲げる額	別表2第3欄各項に掲げる要件	別表2第4欄各項に掲げる経費
※（ ）内は、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館及び飲食店の用途に供する建築物に適用する。					※（ ）内は、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館及び飲食店の用途に供する建築物に適用する。				

附 則

この改正は、令和7年6月1日から施行する。